

議第120号

山形県公安委員会委員の任命について

次の者を山形県公安委員会委員に任命することについて、警察法（昭和29年法律第162号）第39条第1項の規定により、同意する。

柴 田 曜 子

提 案 理 由

山形県公安委員会委員柴田曜子は、令和3年7月7日に任期が満了するが、引き続き同人を山形県公安委員会委員に任命するため提案するものである。

議第121号

山形県人事委員会委員の選任について

次の者を山形県人事委員会委員に選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、同意する。

西 村 仁 美

提 案 理 由

山形県人事委員会委員廣居安子は、令和3年7月12日に任期が満了するので、その後任者を選任するため提案するものである。

議第122号

山形県収用委員会委員及び予備委員の任命について

次の者を山形県収用委員会委員及び予備委員に任命することについて、土地収用法（昭和26年法律第219号）第52条第3項の規定により、同意する。

委員	半田	稔
	伊藤	陽介
	大泉	みどり
	佐藤	嘉高
予備委員	飛塚	典子

提案理由

山形県収用委員会委員半田稔、伊藤陽介、大泉みどり及び佐藤和志は令和3年7月2日に任期が満了するので、また、同予備委員が欠員となるので、その後任者を任命するため提案するものである。